

議案第55号

港区職員の給与に関する条例の一部改正について

1 目的

昨今の社会情勢における職員人材の確保のため、新幹線停車駅が近くにあるといった区の地域特性等を踏まえ、区職員に支給する通勤手当に関する規定を改正します。

2 改正内容

(1) 支給限度額

1か月当たりの通勤手当の支給限度額を5万5,000円から15万円に引き上げます。

(2) 特別料金等相当額の支給要件緩和

職員が通勤のために新幹線等を利用する場合における特別料金等相当額について、要する費用の2分の1又は2万円のいずれか低い額とする条件を廃止し、支給限度額の範囲内で全額支給します。

また、新規採用時から支給要件を満たす場合には、新幹線等の利用に係る通勤手当を支給します。

3 施行期日

令和7年10月1日

		港区職員の給与に関する条例新旧対照表	
		改正案	現行
		(前略)	(前略)
	(通勤手当)	(通勤手当)	(通勤手当)
第十二条	(略)	第十二条 (略)	第十二条 (略)
2	通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。	2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。	2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。
一	前項第一号に掲げる職員 区規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間（六箇月を超えない範囲内で区規則で定める期間。以下同じ。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この項、第三項及び第五項において「運賃等相当額」という。）	一 前項第一号に掲げる職員 区規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間（六箇月を超えない範囲内で区規則で定める期間。以下同じ。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数（以下「支給月数」という。）で除して得た額が五万五千円を超えるときは、五万五千円に当該支給月数を乗じて得た額	一 前項第一号に掲げる職員 区規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間（六箇月を超えない範囲内で区規則で定める期間。以下同じ。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数（以下「支給月数」という。）で除して得た額が五万五千円を超えるときは、五万五千円に当該支給月数を乗じて得た額
二	前項第二号に掲げる職員 別表第四に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額に運賃等相当額を支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数（第五項において「支給月数」という。）を乗じて得た額	二 前項第二号に掲げる職員 別表第四に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額に支給月数を乗じて得た額	二 前項第二号に掲げる職員 別表第四に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額に支給月数を乗じて得た額
三	前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転	三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転	三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転

車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して区規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額の合計額、運賃等相当額又は前号に定める額

3

公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で区規則で定めるもののうち、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして区規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関等（次項及び第五項において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が区規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じて得た額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、区規則で定める手当の額に相当する額（第五項において「特別料金等相当額」という。）及び算出したその者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第五項において「特別料金等相当額」という。）及び同項の規定による額の合計額とする。

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして区規則で定める住居を含む。）

3

公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で区規則で定めるもののうち、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして区規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関等でその利用が区規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じて得た額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、区規則で定める手当の額の二分の一に相当する額（その額を支給月数で除して得た額が二万円を超えるときは、二万円に当該支給月数を乗じて得た額）及び同項の規定による額の合計額とする。

4 前項の規定は、同項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして区規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して区規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして区規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5| 運賃等相当額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）、第二項第二号に定める額及び特別料金等相当額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）をそれぞれ支給月数で除して得た額の合計額が十五万円を超える職員の通勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、十五万円に支給月数を乗じて得た額とする。

8| 7| 6|
 (略) (略)

(後略)

付
則

この条例は、令和七年十月一日から施行する。

7| 6| 5|
 (後略)
 (略) (略) (略)